



27東監発第33号
平成27年12月8日

東村山市長 渡部 尚 様
東村山市議会議長 肥沼 茂男 様

東村山市監査委員 飯田 武夫
同 赤木 盛一
同 駒崎 高行

平成27年度第1回定期監査の結果報告について

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を別紙のとおり報告します。

指摘事項については、措置を講じたうえ再発防止のため、職員研修や定期的な打ち合わせ等において周知し、事務統一を行うよう願います。また、措置を講じたときは、同条第12項の規定により通知願います。

定期監査結果報告書

第1 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づく監査

第2 監査の対象

対象所管課	議会事務局、会計課、秘書課、選挙管理委員会事務局 経営政策部都市マーケティング課
監査の範囲	平成27年4月1日から平成27年8月31日までに 執行された財務に関する事務及び経営に係る事業の管理

第3 監査の着眼点

監査にあたっては、主に次の事項が適正に行われているかどうかを観点とした。

- (1) 収入事務はその根拠となる法令、規則等に適合しているか
- (2) 予算の執行は適正に行われているか
- (3) 契約事務はその根拠となる法令、規則等に適合しているか
- (4) 財産（施設、備品等）は適切に管理、使用されているか
- (5) 郵券の受払い、管理は適切に行われているか
- (6) 目標管理制度に基づく各課目標、具体的な取り組みが着実に実行されているか
- (7) その他 財務及び事務事業に関する必要事項

第4 監査の主な実施内容

監査対象所管から関係資料、証拠書類の提出を求めるとともに書面及び実査を行い、必要に応じ関係職員の説明を聴取し監査を実施した。

第5 監査の実施場所及び日程

期間：平成27年9月1日から平成27年11月26日まで

実施内容	実施場所	日程
実査	対象所管課事務室	平成27年10月 5日
説明聴取	監査室	平成27年11月17日
講評	監査室	平成27年11月26日

第6 監査の結果

概ね適正に処理されていると認められたが、一部検討を要する項目が見受けられたので意見・要望事項を含め以下の通り記述する。

議会事務局

(1) 指摘事項

監査を実施した範囲においては、法令等に従い、適正かつ効率的に執行されているものと認められた。

(2) 意見・要望事項

書類等の不備について

契約書類や検査調書に誤りが見受けられた。

契約事務規則等に基づき、起票者は正しい知識を習得するとともに、各職位においても審査時のチェックを確実に実行されたい。

会計課

(1) 指摘事項

監査を実施した範囲においては、法令等に従い、適正かつ効率的に執行されているものと認められた。

(2) 意見・要望事項

書類等の不備について

契約書類や検査調書に誤りが見受けられた。

契約事務規則等に基づき、起票者は正しい知識を習得するとともに、各職位においても審査時のチェックを確実に実行されたい。

秘書課

(1) 指摘事項

監査を実施した範囲においては、法令等に従い、適正かつ効率的に執行されているものと認められた。

(2) 意見・要望事項

書類等の不備について

契約書類や車両関係書類に不備が見受けられた。

契約事務規則等に基づき、起票者は正しい知識を習得するとともに、各職位においても審査時のチェックを確実に実行されたい。

選挙管理委員会事務局

(1) 指摘事項

契約書類等の不備について

個人情報を取り扱う委託契約に必要な「情報セキュリティに関する合意書」の取り交わし及び「取得個人情報取扱責任者の届出」の提出がされていないもの等、書類不備等が複数見受けられた。また、契約事務処理において、決裁印漏れ、記載内容の間違いや漏れなどの書類不備等が、多数見受けられ不適切な処理が行われていた。

起票者は正しい知識を習得するとともに、審査過程や決裁時においてチェックリスト等を活用し、安易な契約事務執行とならないよう適正に事務処理に努めるとともに、特に管理監督者は、適正な業務執行管理に努められたい。

(2) 意見・要望事項

投票率の向上について

これまでの選挙における投票率は、全国的に低下傾向にあり若年層の投票率の低さは深刻な状況にある。平成27年6月17日に公職選挙法の一部が改正され、選挙権年齢が満18歳以上に引き下げられた。

選挙権年齢の引下げは、若年層の意見を政治に反映するという観点から、大変に意義深いもので、将来を担う方々が、若いうちから政治に関心を持つことに繋がるよう今後は、若年層に対する選挙広報や啓発活動に創意工夫し、投票率の向上・政治参加の促進に努力されたい。

都市マーケティング課

(1) 指摘事項

監査を実施した範囲においては、法令等に従い、適正かつ効率的に執行されているものと認められた。

(2) 意見・要望事項

地方創生について

現在、全国では喫緊の課題として、国が制定した「まち・ひと・しごと創生法」を踏まえて、各自治体が人口の急減・超高齢化という大きな問題に対処すべく、創意工夫を凝らした地方人口ビジョン及び地方版総合戦略の策定を進めている。

当市でも、人口が平成23年7月をピークに現在まで微減が続いているが、将来において東村山市が「消滅する可能性のある都市」との懸念を市民に抱かせないように、市民とともに知識やアイデアを出し合い、

活力ある持続可能な自治体となるよう、事業を選別して、限られた予算を有効に使いながら、今後もまちの魅力向上に向けて、職員一丸となって積極的に取り組みを進められたい。